

# よこはまウォーキングポイント事業横浜市在勤者等向け参加要領

制定 平成 27 年 4 月 24 日 健保事第 244 号(局長決裁)  
最近改正 平成 29 年 8 月 31 日 健保事第 1586 号(局長決裁)

参加者及び参加事業所は、よこはまウォーキングポイント事業の趣旨に賛同し、本事業に参加するものとします。  
また、本事業はよこはまウォーキングポイント事業実施要綱に基づき実施されます。

## 1 個人情報の取り扱い

本事業でご提供いただいた個人情報は、すべて横浜市に帰属し、横浜市の監督のもと、共同事業者(凸版印刷株式会社及びオムロンヘルスケア株式会社)及び横浜市が委託した事業者が管理します。

個人情報の利用については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」を遵守するとともに個人情報の保護に十分配慮します。また、事前に本人の同意がある場合を除き、個人を特定したデータの公表は一切行いません。

## 2 参加対象者

市の区域内に所在する法人組織の事業所のうち、本事業に参加意思のある事業所に所属する原則 18 歳以上の横浜市在勤者及び在学者等

## 3 個人情報の収集・利用・提供

(1)参加者には、本事業に必要な個人情報を提供していただきます。

「個人情報」とは個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいい、特定の個人を識別できない情報については、当該「個人情報」から除かれます。

(2)横浜市及び横浜市が委託した事業者は、本事業で得た個人情報を本事業に関する通知、連絡、アンケート調査に利用させていただく場合があります。

(3)横浜市及び共同事業者は、本事業で収集した個人情報を本事業の目的以外に使用することはありません。

(4)横浜市及び共同事業者は、横浜市の監督のもと、本事業から得た情報及びデータを個人が特定できない形で統計・分析等に利用することがあります。

(5)本事業は、オムロンヘルスケア株式会社の提供するサービス「ウェルネスリンク」を一部利用します。また、平成 30 年 4 月以降はドコモ・ヘルスケア株式会社の提供するサービス「わたしムーヴ」を一部利用します。

## 4 禁止事項

本事業の参加にあたり、下記いずれかに該当する行為を禁止します。また、下記いずれかの行為を誘引、助長する行為も同様とします。参加者または参加事業所が下記に違反したことによる損害は、参加者または参加事業所のご負担となります。

(1)歩数計の貸与、譲渡、販売、質入れその他の担保利用

(2)本要領に違反する行為

(3)法令または公序良俗に反する行為

(4)本事業に関する情報を改ざんまたは消去する行為

(5)その他第三者に不当に不利益を与える行為

## 5 歩数計の紛失・故障・再交付等

(1)歩数計の紛失・故障が発生した場合、参加者はすみやかに事務局にご連絡ください。

(2)歩数計の再交付は行いません。本事業への参加継続を希望される場合、まずは、事務局にご連絡ください。本事業への参加継続にあたっては、本事業で使用している歩数計と同じ型番の歩数計を自己負担で購入していただく必要があります。

## 6 登録事項の変更・退会

(1)住所、氏名、電話番号等の登録事項に変更があった場合、参加者は、よこはまウォーキングポイント事業公式ホームページのログイン画面内にあるユーザー情報画面から直接必要項目を入力して変更していただくか、事務局へお問い合わせください。

(2)退職、事業所が本事業への参加を辞退するなどの理由により、横浜市在勤者及び在学者等としての参加資格を喪失した者が横浜市民である場合、当該参加者は事務局へお問い合わせください。

(3)本事業の退会を希望する場合、または市外転勤、退職、事業所が本事業への参加を辞退するなどの理由により、横浜市在勤者及び在学者等としての参加資格を喪失した者が横浜市民でない場合、当該参加者は事務局へお問い合わせください。

(4)登録事項の変更や退会の手続きがなされず、事務局がやむを得ない事情があると判断した場合は、サービス利用の停止や登録事項の変更、退会手続きを行う場合があります。

## 7 参加事業所の責務

参加事業所は、個人情報の保護に十分配慮をして本事業に参加するものとします。また、参加者の手続きが円滑に進むよう、横浜市及び横浜市が委託した事業者と協力するものとします。

## 8 事業の終了・変更・追加

(1)横浜市及び共同事業者は、1 か月以上前の通知により本事業の全部または一部を終了することができます。

また、横浜市及び共同事業者は、都合により、特段の通知・承諾なく、他の法令等の規定に則ったうえで、本事業の全部または一部の内容若しくは仕様の変更または追加を行うことができます。

(2)横浜市及び共同事業者は、前項の終了、変更及び追加に関し一切責任を負いません。

## 9 本事業の中断

横浜市及び共同事業者は、以下のような中断事由が生じたときは、参加者及び参加事業所に事前通知することなく本事業を中断または制限することがあります。

(1)過度のアクセスの集中、不正アクセス、ウィルスの侵入、コンピューターネットワーク障害等により、横浜市が事業を継続することにより第三者に不利益が生じる恐れがあると判断した場合

(2)その他横浜市が本事業の中断を必要と判断した場合

## 10 その他注意事項

(1)本事業に係る体調管理、歩数計及び ID・パスワード等の管理は、参加者に自己責任で行っていただき、本事業による参加者の行為とその結果について、横浜市及び共同事業者は責任を負うことはありません。

(2)本事業において、横浜市及び共同事業者から歩数計送料以外の料金を別途参加申込者及び事業所に請求することはありません。

(3)歩数データは歩数計に 42 日間保存されます。42 日を経過したデータは順次消去されますので、月に数回は歩数計をリーダーにかざしてデータ送信を行ってください。

(4)横浜市は、参加者または参加事業所が虚偽の申告や利用、また本要領及び本事業の実施要綱に違反した場合等において、サービス利用の停止や登録事項の変更、退会手続きを行うことがあります。

(5)本事業には、本要領及び本事業の実施要綱が適用され、必要に応じて、横浜市はこれらを随時変更することができます。この場合、変更する 1 か月以上前からその変更内容を本事業のホームページで公開し、その変更内容は、参加者及び参加事業所が実際に閲覧したかにかかわらず、ホームページの公開から 1 か月経過した時点で参加者及び参加事業所に通知され、また承諾したものとみなします。

(6)よこはまウォーキングポイント事業実施要綱は本事業のホームページをご覧ください。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 27 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年6月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 29 年4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 29 年 10 月 15 日から施行する。